

大和郡山市地域公共交通運賃等協議会 次第

日時：令和5年11月21日（火）
午前10時～（連絡協議会后）
場所：大和郡山市役所4階大会議室

1. 開会・挨拶

2. 各種協議

(1) 大和郡山市地域公共交通運賃等協議会設置要綱（案）について

・・・別紙1

(2) 運賃等の協議前のパブコメについて

・・・別紙2・別紙2-1・別紙2-2・スケジュール表

3. 閉 会

<配布資料>

会議次第、出席者名簿、座席表

【別紙1】大和郡山市地域公共交通運賃等協議会設置要綱（案）

【別紙2】大和郡山市コミュニティバスの運賃改定（案）

【別紙2-1】運賃等の協議について

【別紙2-2】パブコメ（案）

【スケジュール表】各市町協議会のスケジュール

大和郡山市地域公共交通運賃等協議会委員名簿

令和5年11月21日（火）10時～（連絡協議会後）

大和郡山市役所4階 大会議室

所属団体名	役職	委員氏名	代理出席者職	代理出席者氏名
大和郡山市	市長	上田 清		
大和郡山市自治連合会	会長	植村 俊博		
大和郡山市昭和地区自治連合会	会長	志賀 義和		
奈良交通株式会社	乗合事業部 経営路線グループ部長	大西 秀樹	乗合事業部 統括課長	松石 康志
近畿運輸局奈良運輸支局	支局長	川口 宏幸	首席運輸企画専門官	釈迦戸 久夫

(順不同)

(事務局)

大和郡山市 総務部 企画政策課	課長	辻井 和也
〃	係長	山本 直輝

大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会 座席表

大和郡山市市長

--

大和郡山市自治連
合会会長

大和郡山市昭和地
区自治連合会会長

近畿運輸局奈良運
輸支局支局長

奈良交通株式会社
乗合事業部
経営路線グループ部
長

--

安堵町

事務局

--	--	--

--	--	--

大和郡山市地域公共交通運賃等協議会設置要綱（案）

（目的）

第1条 道路運送法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等に係る運賃等を協議するため、大和郡山市地域公共交通運賃等協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

（1） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃、料金に関する事項

（組織）

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 協議会は、次に掲げる者で構成するものとし、2号以下のものについては市長が委嘱、又は任命する。

（1） 市長又はその指名する者

（2） 協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者または一般乗用旅客自動車運送事業者

（3） 協議する運賃等に係る路線等に関係する地域の住民代表者

（4） 奈良運輸支局長

3 委員の任期は、2年を超えない範囲の期間で、協議会に諮られた運賃等の協議が終了するまでとし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 特定の職により委嘱された委員は、当該身分を失すると同時に委員を辞したものとみなす。

（会長）

第4条 協議会に会長を置き、市長又はその指名する者を充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、招集する委員の過半数の出席をもって成立する。

3 やむを得ない事情により協議会に出席できない委員は、職務上関係する者を代理者として出席させることができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

5 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

6 協議会は、原則公開するものとする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

（書面による審議）

第6条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認

めるときは、書面審議により議事を決する事ができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 協議会において、協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に務めるものとする。

(報酬)

第8条 委員の報酬は、これを支給しない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、大和郡山市企画政策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものの他、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

運賃等の協議について

○主な改正点

現行

①地域公共交通会議

構成員

- ・市町村長（又は都道府県知事）
- ・バス事業者A
- ・バス事業者B
- ・タクシー事業者C
- ・バス協会、タクシー協会
- ・労働組合
- ・住民又は旅客
- ・地方運輸局長
- ・道路管理者、警察、学識経験者等

協議運賃は地交会議で協議

改正後

①地域公共交通会議（道路運送法施行規則第4条）

構成員（道路運送法施行規則第4条の2）

- ・市町村長（又は都道府県知事）
- ・バス事業者A
- ・バス事業者B
- ・タクシー事業者C
- ・バス協会、タクシー協会
- ・労働組合
- ・住民又は旅客
- ・地方運輸局長
- ・道路管理者、警察、学識経験者等

※協議運賃の協議は行わない

②協議会（運賃等）（道路運送法第9条第4項）

構成員

- ・市町村（又は都道府県）
- ・協議運賃を定めようとするバスorタクシー
- ・住民意見代表者（市町村又は都道府県が指定）
- ・地方運輸局長

※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議をする必要がある

※市町村（又は都道府県）は、あらかじめ公聴会等の措置

公聴会以外の方法について（例示）

- ①パブコメ
- ②市政広報誌
- ③自治会への説明会 及び 業界団体を通じた事業者説明

上記①②③のいずれかを実施する

改正のポイント

①路線新設等の場合

「地交会議」と「協議会（運賃等）」とで協議を行う必要がある。

②連続して協議を行う場合

「協議会（運賃等）」の構成員となっていない地交会議の構成員には退室してもらう必要がある。

③軽微運賃について（道路運送法第10条第1項）

- ・定期観光運送
 - ・高速バス
 - ・臨時運送
 - ・路線不定期
 - ・区域運行
- 協議会（運賃等）での協議は不要

協議会（運賃等）について

1. 概要

- ・従来「地域公共交通会議」にて協議されていた協議運賃について、独禁法に抵触しない形で協議を行うために設置される
- ・地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議

2. 開催方法

- ・独禁法に抵触しないために構成員を限定し、地域公共交通会議とは別のかたちで開催する必要がある
- ※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合、地域公共交通会議議構成員を退室又は別室で協議を行うなど同一に協議しないように留意が必要
- ※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議をする必要がある

3. 協議運賃の協議にあたり、市町村（又は都道府県）は、あらかじめ公聴会その他の措置を行う必要

- ・公聴会とはあくまで法令上の例示にすぎないため、代わりにその他の方法での意見の聴取でも可能

(例) ①パブコメ（住民、利用者、利害関係者）

②市政広報誌（住民、利用者、利害関係者）

③自治会への説明会（住民、利用者）

④業界団体を通じた事業者説明（利害関係者）

※（）内は想定する対象者

公聴会を開催しない場合、最低でも上記①と②はいずれかを実施、上記③と④は併せて実施

パブコメ (案)

MENU > コンテンツ制作・承認 > コンテンツ制作

コンテンツ制作

製作中 安堵町コミュニティバスの運賃改定にかかるパブリックコメントの実施について

6 Web表示確認

7 公開許可申請

バックアップ

操作・承認履歴

1 基本情報

2 本文

3 公開情報

4 要約情報

5 付加情報

テンプレート保存

入力モード選択: 定型入力 ブロック入力

コンテンツの編集

プレビュー

元に戻す

やり直し

アクセシビリティレポート

閲覧モード

補助モード

編集モード

 ヘルプ表示抑制 スマートフォン表示

ファイルリスト

小さくてもキラリ光る
活力あふれるまち あんど

ホームへ

お問い合わせ

文字サイズ

標準

拡大

検索



暮らしの情報



子育て・教育



介護・福祉



行政情報



まちの情報

現在位置 ホーム > 行政情報 > 公共交通

あしあと

安堵町コミュニティバスの運賃改定にかかるパブリックコメントの実施について

更新日: 2023年11月21日 ID:3599

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

シェア

ツイート

LINEで送る

安堵町では、奈良交通株式会社の令和6年2月における運賃改定に伴い、安堵町コミュニティバスについても競合区間および他の一部区間において整合性をはかる為、運賃改定を行うこととなりました。今回の改定にあたり、広く住民等から意見を求める機会とし、次の通りパブリックコメントを実施します。

実施方法

所定の意見書に、必要事項を記入のうえ、所定の方法によりご提出ください。

資料および意見書様式

本改定案については、次の添付ファイルをご覧ください。

紙資料での閲覧を希望される場合は、平日の午前9時から午後5時までの間で、安堵町役場総合政策課に於いて閲覧することができます。

安堵町コミュニティバス運賃改定案および意見書様式

バス運賃改定案 (PDF形式、57.89KB)

意見書様式 (ワード形式、20.00KB)

意見書様式 (PDF形式、100.98KB)

Get Adobe
Acrobat Reader

PDFファイルの閲覧には Adobe Reader が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、Adobe社のサイトから Adobe Reader をダウンロード（無償）してください。

お問い合わせ

安堵町役場総合政策課 [3階・2階]

電話: 0743-57-1511

ファックス: 0743-57-1526

電話番号のかけ間違いにご注意
ください!

お問い合わせフォーム

この記事と同じ分類の記事

- > 安堵町コミュニティバスの運行について
- > 安堵町地域公共交通タクシー助成について
- > 安堵町地域公共交通会議の開催について（平成30年度第1回）
- > 安堵町コミュニティバスに天理軽便鉄道マグネットを設置!
- > 安堵町交通計画

総合政策課 [3階・2階]

- > お知らせ
- > 町長あいさつ
- > 町の紹介

実施期間

令和5年11月22日(水)から同年12月21日(木)まで

提出方法

窓口へ持参・郵送・ファックス・電子メールのいずれかによりご提出ください。

※口頭での受付は不可。

●郵送

奈良県生駒郡安堵町東安堵958番地

安堵町役場 総合政策課 あて

●ファックス

0743-57-1526

●電子メール

sougouseisaku@town.ando.lg.jp

ご意見に対する回答

いただいたご意見について、個人の権利利益を害する恐れがあるものを除いて、原則として町の考え方を町ホームページで公表を予定しています。

いただいたご意見に対して、個別に回答はしません。

その他

ご提出いただいた際にいただいた個人情報はほかの目的には使用しません。

また、必要事項を記入されていないものについては受付はできません。

- ▷ 財政関係資料
- ▷ 総合計画
- ▷ 地方創生の取組
- ▷ 総合教育会議
- ▷ 人事関係資料
- ▷ 職員採用
- ▷ 広報安堵
 - ▷ 令和5年度
 - ▷ 令和4年度
 - ▷ 令和3年度
 - ▷ 令和2年度
 - ▷ 令和元年度
 - ▷ 平成30年度
 - ▷ 平成29年度
 - ▷ 平成28年度
 - ▷ 平成27年度
 - ▷ 平成26年度
 - ▷ 平成25年度
 - ▷ 平成24年度
 - ▷ 平成23年度
 - ▷ 平成22年度
 - ▷ 平成21年度
 - ▷ 平成20年度
 - ▷ 平成19年度
 - ▷ 平成18年度
 - ▷ 平成17年度
 - ▷ 平成16年度
- ▷ 特定個人情報保護評価（マイナンバー）
- ▷ 人事関係資料
- ▷ 職員採用
- ▷ 人権行政
- ▷ 選挙
- ▷ マイナンバー（社会保障・税番号制度）
- ▷ 安堵町地球温暖化対策実行活動
- ▷ 安堵町オープンデータ
- ▷ 情報公開・個人情報保護
- ▷ 空き家関係
- ▷ 公共交通

ご意見をお聞かせください

このページは役に立ちましたか？

役に立った どちらともいえない 役に立たなかった

このページは見つけやすかったですか？

見つけやすかった どちらともいえない 見つけにくかった

このページに関してのご意見がありましたらご記入ください。

（注意）お答えが必要なお問い合わせは、直接担当部署へお願いします（こちらではお受けできません）。

安堵町コミュニティバス運賃改定（案）に対する意見書

安堵町役場総合政策課 宛

提出者	氏名		性別	男・女	年齢	歳
	住所		電話番号			
	MAIL	@				
	本町との関係	在住・在勤・在学・親類が居住・過去に居住・ふるさと納税 その他（ ） ※該当するものを○で囲ってください。				

上記の項目は、必ずご記入ください。

ご意見欄

該当ページ	該当部分	ご意見内容

提出先 〒639-1095 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵 958 番地 安堵町役場総合政策課

電話：0743-57-1511 FAX：0743-57-1526 E-Mail：sougouseisaku@town.ando.lg.jp

提出期限 令和5年12月21日（木）必着

※窓口でのご提出は、役場開庁時間内（土日祝除く、午前8時30分～午後5時15分）に限ります。

※口頭での受付はしません。

ご意見ありがとうございました。

※個人情報については、法令等を遵守し、適切に取り扱います。

安堵町コミュニティバスの運賃改定にかかるパブリックコメントの実施について

更新日：2023年11月22日

ページID 13867

近鉄平端駅から市内の一部停留所を経由して安堵町方面へ運行している安堵町コミュニティバスの運賃について、安堵町では、奈良交通株式会社の令和6年2月における運賃改定に伴い、安堵町コミュニティバスについても競合区間および他の一部区間において整合性をはかる為、運賃改定を行うこととなりました。今回の改定にあたり、広く住民等から意見を求める機会として、パブリックコメントを実施します。

実施期間 令和5年11月22日（水曜日）から同年12月21日（木曜日）まで

パブリックコメントは安堵町がとりまとめて実施しますので、次のリンク先で内容を確認し、ご意見がございましたら、その提出方法に従ってご提出願います。

[パブリックコメントはこちら](#)

この記事に関するお問い合わせ先

企画政策課 企画政策係

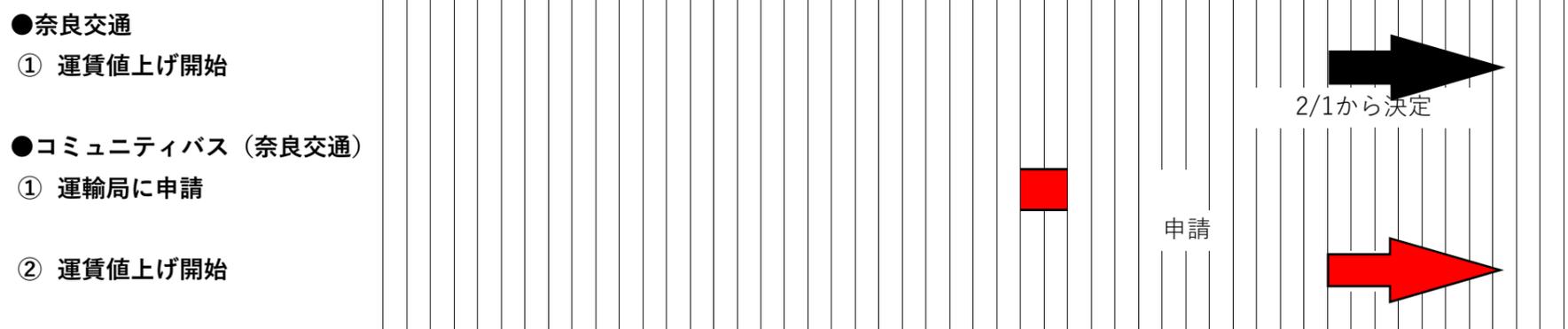
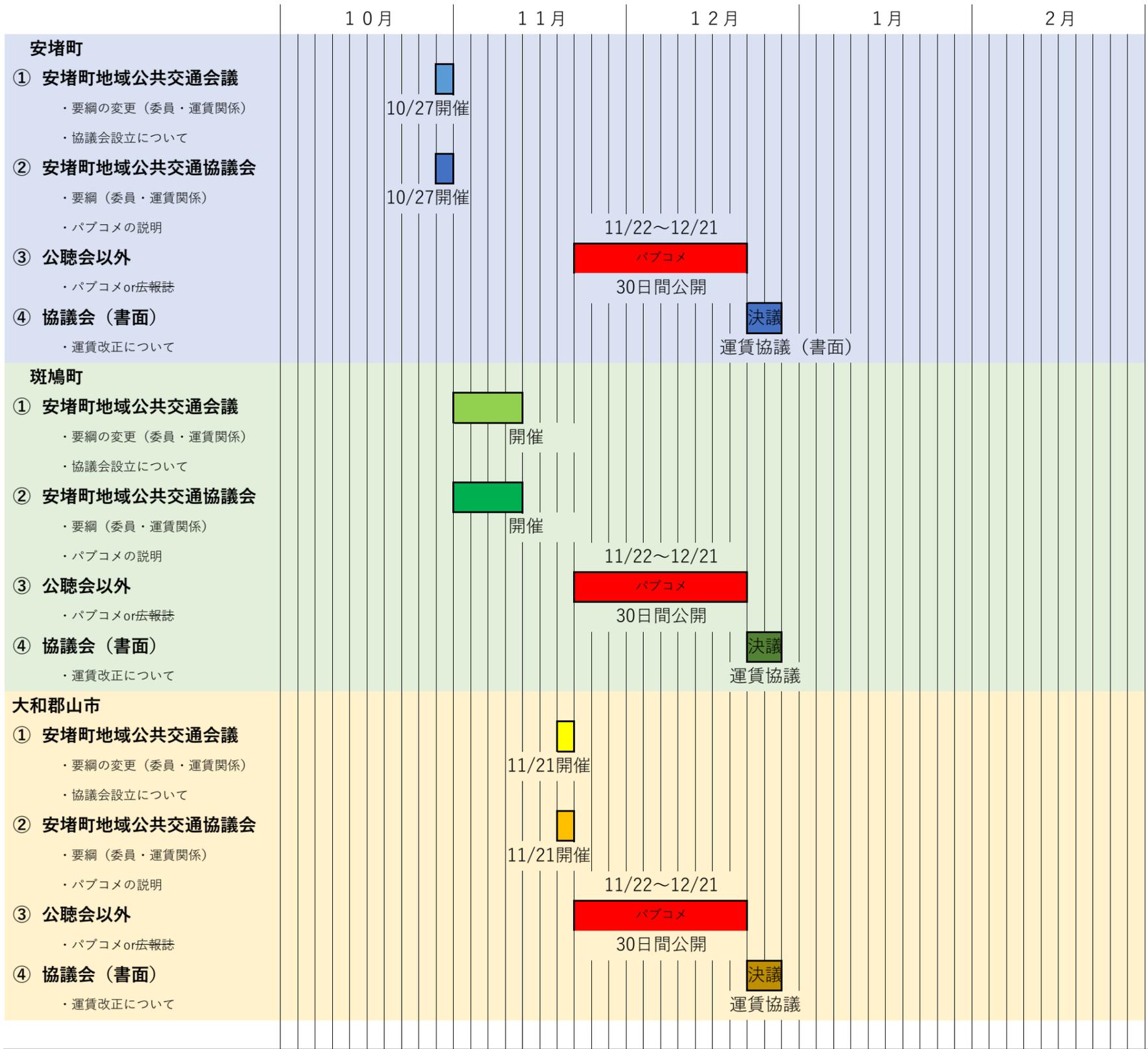
郵便番号:639-1198

大和郡山市北郡山町248-4

電話：0743-53-1151(内線232・241)

ファックス：0743-53-1049

[メールフォームによるお問い合わせ](#)



2/1から運賃値上げ開始条件

- ・12月中に各協議会で決議
- ・12月中に運輸局へ申請（奈良交通）